

# 一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2024年8月21日

多摩市議会議員 小林 憲一

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

- 1 先発医薬品「保険外し」策の市民への影響…問題の本質を考え、患者の負担増を防ぐ手立てを
- 2 失語症者支援策のさらなる充実を…これまでの市の支援策の現段階を確認し、次のステップへ

## 答弁者

市長・教育長等

受 付	令和6年8月21日	No. 1
	午前10時00分	

1. 先発医薬品「保険外し」策の市民への影響…問題の本質を考え、患者の負担増を防ぐ手立てを

「民間保険の活用を含めた保険外併用療養費制度の在り方の検討を進める」、「薬剤自己負担の見直しについて引き続き検討を進める」（今年6月21日閣議決定「骨太方針2024」から）として、今年10月1日から、いわゆる「先発医薬品の保険外し」が実施されようとしています。

内容としては、特許が切れて価格の安い後発医薬品（以下、後発品）が販売されている先発医薬品（以下、先発品）のうち、①後発品が販売されて5年以上が経過している場合、②50%以上が後発品に置き換えられている場合、については、先発品の患者負担が引き上げられる、ただし、①医師が「医療上の必要性」から先発品を処方した場合、②当該保険薬局に後発品の在庫がない場合には、適用外となる、というものです。

この施策は、日本医師会などの要望、意見を受けて厚労省が譲歩し、いま述べた「但し書き」以降の一定の歯止めが設けられました。このうち、医師による「医療上の必要性」の判断がきわめて重要だと考えます。

先発品と後発品とでは、薬の有効成分は同一ですが、たとえば、錠剤にするために加える添加剤、カプセル剤ならカプセルの素材などが異なっています。厚労省は、「品質、有効性及び安全性は同等」としていますが、医療現場では、医師は、患者の状態、これまで使っていた薬、先発品と後発品の特性などさまざまなことを総合的に考慮して、先発品、後発品のどちらを処方するか、判断します（医師の処方権）。また、「患者の希望」もあります。たとえば、「前回の診察で先発品から後発品に変更になったが、どうも効き目が悪いようなので、先発品に戻していただけますか？」というような例です。この「希望」は薬局に出される場合もあれば、処方権を持つ医師に出される場合もあります。「希望」を受けて、「医療上の必要性」と判断するかは、個々の医師の裁量ということになります。

つまり、医師会などの要望によってせつかく設けられた歯止めも、個々の医師の適切な判断、薬局の患者に寄り添った対応、「希望」をきちんと伝える患者の意思などがともなわなければ、活用されないということになります。さらにこの制度全体の問題としては、これが、「医療保険では原則、禁止とされている混合診療」の1つであり、医療行為の基本中の基本である医薬品の分野に、保険外負担を大幅に導入することにつながるということです。これは、「必要かつ適切な医療は基本的に保険診療により確保する」という国民皆保険制度の理念に正面から反し、「命の沙汰も金次第」という最悪の状態を導くものと言わざるをえません。

今回の質問では、「先発医薬品の保険外し」策及び、これを含む混合診療の拡大について、市長の見解を質すとともに、制度改悪のなかでも、市民の

命と健康を守るために、市としてどういう具体策を取ることができるのか？  
ともに考えていきたいと思えます。

以上の観点で、以下、質問します。

(1)先発医薬品の「保険外し」について、その概要を説明してください。そのうえで、その実施によって、市民にとって、どういう懸念が発生する可能性があるか、市長の見解をお答えください。

(2)混合診療が例外的に認められる場合の「保険外併用療養費」制度という「一定のルール」があります。この制度には、「評価療養制度」（保険導入のための評価を行うもの）と「選定療養」（保険導入を前提としないもの）とがあり、今回の「先発医薬品の保険外し」という施策は、この「選定療養」に加えられることになっています。「混合診療」が原則禁止されていることの意義、また例外である「選定療養」のなかに、医療の基本中の基本である医薬品の一部が保険外となることについての市長の見解をお答えください。

(3)先発医薬品の保険外しという制度改悪のなかでも、「一定の歯止め」を活用して、患者（市民）の負担増などの影響を防ぐ必要があります。そのために、医師会、薬局などとも協力して、市としてどういうことができるのか？ その内容についてお答えください。

2. 失語症者支援策のさらなる充実を…これまでの市の支援策の現段階を確認し、次のステップへ

失語症とは、脳卒中や頭部損傷、脳腫瘍などの原因により、言語中枢に障害を受けることにより、発症すると言われていています。そのために、突然の発生（中途障害）、当事者おひとりずつ多彩な症状がある、また、外見からはわかりにくく、したがって、その症状について理解が得られにくい、当事者から、その困難な状況を発信しにくい、等々の特性があります。

多摩市では、2019年度から、他市に先駆けて、まずモデル事業として「多摩市失語症会話パートナー派遣事業」が始まり、毎年、少しずつ充実してきています。また、派遣事業発足とともに、当事者の会として、「こだまの会」、「あんど言語グループ」ができ、定期的に会合がもたれています。支援者の組織として、「多摩市登録失語症会話パートナーズ」も発足し、支援活動を続けています。

今回の質問では、主に支援活動の経緯と到達点を確認し、失語症者の現状に即して、今後、どのような発展が求められるか？ そのための課題はどんなことがあるか？ こういうことを考えたいと思えます。

以上をふまえ、以下、質問します。

- (1) 「失語症」と、その特性をどうとらえていますか。
- (2) 失語症者の現状とその支援態勢はどうなっていますか。多摩市における失語症者の現状とその支援態勢についてもお答えください。
- (3) 失語症と失語症者への理解を深める啓発活動、研修活動の現状についてお答えください。
- (4) 失語症者支援者（多摩市登録失語症会話パートナーズなど）の研修の現状と課題についてお答えください。
- (5) 「多摩市失語症会話パートナー派遣事業」において、現状おこなわれている団体派遣の一層の充実と、「検討中」とされる個人への派遣への拡大について、現状と課題をお答えください。

**資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）**

- ①質問2—(2)に関連して、失語症者支援制度の近隣自治体における現状（可能であれば、23区と多摩地域30市町村）。東京都の支援制度の概要。
- ②同じく質問2—(2)に関連して、多摩市における支援制度について、これまでの歩みと到達点がわかるもの。
- ③同じく質問2—(2)に関連して、多摩市における失語症者当事者のつくっているサークル、支援者でつくっているサークル等の一覧表。
- ④同じく質問2—(2)に関連して、失語症者は、全国で約50万人といわれています（東京都ホームページ・パンフレット）が、多摩市民では、どのくらいの方がいらっしゃるのか？ つかんでいけば、その数。
- ⑤質問2—(5)に関連して、個人への支援者の派遣について、「視覚障がい者へのガイドヘルパーの派遣」、「聴覚障がい者への手話通訳者の派遣」の現状。

# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2024年8月22日

多摩市議会議員 大くま 真一

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

- 1 多摩のまちの過去・現在・未来をどう引き継いでいくのか

## 答弁者

市長・教育長等

受付	令和6年8月22日	No. 2
	午前9時16分	

## 1. 多摩のまちの過去・現在・未来をどう引き継いでいくのか

東京の人口増、住宅難を解消すべく、多摩丘陵を切り拓いて作られた私たちのまち・多摩市では、開発から半世紀が過ぎ、ニュータウンの再生が大きな課題となっています。新しい多摩市をつくっていくにあたって、この多摩のまちがどのような歴史のなかで形作られてきたのかということは、多摩市にかかわる様々な主体が振り返るべき原点です。

ニュータウンの開発の際には、このまちは村から町へ、そして市へ。丘陵地帯から、多くの集合住宅が建ち並ぶニュータウンへと急激に変貌しました。この時期、多摩市ではこの変わりゆくまちを映像で記録し、文化財映画をつくり、無料貸し出しや販売などを通じて普及しています。この映像群は当時の文化や習俗、変わりゆく街並みなどを記録することで、わがまちの開発前と後をつなぐ記録として、また、国内最大規模のニュータウン開発の記録として大変貴重なものです。多摩市のWEBページにも「文化財」や「天然記念物」、「旧跡」などとならんで、「文化財資料（映画）」として紹介されています。

今回の質問では、こうした貴重な資料の活用を進めるとともに、その資料を次の世代へと引き継いでいく必要性について、また、いまとこれからをどのように引き継いでいくのか、市の見解をうかがうとともに提案をしていきたいと思えます。

## (1) 映像資料の評価とその活用について

- ① 市が所有しているニュータウン開発時の映像資料は、市長が提唱する「シビックプライド」を醸成するためにも、非常に大きな財産だと思いますが、市としては、どのように位置づけ、評価しているのかがいます。
- ② 文化財資料（映画）等の活用状況について、前段で述べたように、多摩市のWEBページ上には、無料貸し出しと販売について記載があります。どの程度の貸し出し数や販売数があるのか。また、市内外の企画への貸し出しなど個人向け以外での利用などについてもお答えください。
- ③ 市民への普及啓発、また、学術的な研究への資料提供などを進めるうえで、インターネット上での公開や各種データベースとの接続が

必要です。動画サイト等での一般的な公開やデータベース上で検索される形での公開について、認識をうかがいます。

(2) 映像資料の保存について

日本において、映画・映像を保存する動きが本格化したのは1970年代からと、諸外国とくらべて大きく遅れ、立ち遅れた状況はいまだに続いています。そのために様々な貴重な資料が現在進行形で失われています。多摩市において、貴重な資料を引き継いでいくためには、映像の記録されたメディアやその周辺機器、周辺情報なども含めて保存していく必要があります。

- ① 記録映画等の映像については、こういったメディアで何点保存されているのか。また、その整理や保存のあり方についてうかがいます。
- ② 定点撮影など継続的に撮影された映像はこういったメディアに記録されているのか。マスターが業務用のVTRなどの場合、再生機材の確保などの課題もある。どのように対応されているかうかがいます。
- ③ 撮影場所や日時など、映像資料として活用するための情報はどのように整理されているのかうかがいます。

(3) いま、そして、これからの多摩市をどう引き継いでいくか

ここまで取り上げてきた映像記録のみならず、様々な記録や資料によって、過去から連綿と続く多摩のまちは、いまの私たちに引き継がれてきています。ニュータウンの再生が動き出し、まちがまた大きく変貌を遂げるであろう、いまとこれからの多摩のまちをどのように記録し、次代へ引き継いでいくのかうかがいます。

- ① これまで多摩市史や昨年には市制施行50周年記念誌などが刊行されてきました。こうしたまちの通史を引き継いでいく取り組みは今後どのように進められるのかうかがいます。
- ② ニュータウン再生が進められていくであろう、いまとこれからの多摩市の様子を記録するには、公文書や様々な刊行物などについても

次代の資料として整理し、活用していく取り組みが必要です。市としてどのような計画を持っているのか。うかがいます。

- ③ 過去の資料を扱うにも、また、これから新たな資料を作っていくにも専門的な人材の育成・確保が必要になります。デジタル化が進むなかでは、紙資料や写真、映像のみならず、デジタルデータの管理について、日々進歩するデータフォーマット等をおいかけつつも、過去のデータをそこに対応させていくなどの新たな課題への対応が必須になっていくはずです。そうした人材の育成・確保についての市の認識をうかがいます。

**資料要求欄**（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ① 文化財映画等の貸し出しや利用実績の推移のわかるもの
- ② 文化財資料（映画）に関して、保存されているメディアおよび周辺機器、紙資料などの一覧
- ③ 文化財保護審議会において、記録映画等の映像資料が取り上げられた際の議事録（特に、デジタル化について、資料の保存・廃棄について）

# 一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和6年8月22日

多摩市議会議員 藤條 たかゆき

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

- 1 いま、教育に求められるものとは  
～子ども達の学びを止めないために

## 答弁者

市長・教育長等

受 付	令和6年8月22日	No. 3
	午前11時16分	

## 項目別質問内容

1	いま、教育に求められるものとは ～子ども達の学びを止めないために
	2023年10月、小中学校における不登校児童生徒数が29万9048人（前年度比22.1%増）になったと発表されました。
	10年程前から徐々に増え始め、コロナ禍を経て顕著に増え、右肩上がりです。過去最高を数えています。
	そもそも、不登校とは長期欠席者（年度間に30日以上登校しなかった児童生徒）のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く）と定義されています。
	こうした、さまざまな理由で学校に行けず、学習権が保障されなかった子ども達に対して、教育の機会を確保するための法律「教育機会確保法」が2017年施行されました。
	これに基づき、「不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。」と文科省からも局長通知が出されています。
	目先の学校復帰にこだわるのではなく、長い目でその子の成長を考える必要があるでしょう。
	誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）の取り組みの一つに「学びの多様化学校（不登校特例校）」を全国300校設置しています。
	多摩市においても、多様な学びに繋がる環境整備などの支援策を多面的に進めておられ「あたご Spece」も開設されました。
	学校に行きづらくなってつらい思いをしている子どもの気持ちにまずは寄り添い、子どもの育ちを応援していくため以下質問致します。
	(1) 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えること、学校を「みんなが安心して学べる」場所にするのをチーム学校で推進する必要があるでしょう。

## 項目別質問内容

<p>文部科学省の「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」における不登校の要因に関する実態調査に対して「無気力・不安」との回答が半数以上を占めていますが、無気力・不安は原因があった上での結果であり、実態を正確に捉えたものではないと考えられるかどうか。</p> <p>多摩市が不登校の要因として把握している実態と合わせて伺う。</p>
<p>(2) この調査によると、不登校の要因で「いじめ」は小学校で0.3%、中学校と合わせた全体で0.2%とのこと。かなり実態とかけ離れた数字だと思えますが、どのように捉えておられるか所感を伺う。</p>
<p>(3) 学校現場では、欠席が長期に及び出した児童の日々の欠席連絡について、保護者にどのような対応を求めているか。その方法や、連絡の必要性などについて相談があった際には柔軟に対応ができていますか伺う。</p>
<p>(4) 不登校気味の児童生徒が、自分が興味関心のある授業や好きな部活動だけは出席するような場合、学校ではどのように対応されておられるか伺う。</p>
<p>(5) あたご Space の3つの支援のうち「つながる」では、個別支援計画を活用し、関係機関と連携を図り「学校内外の機関等による相談・指導等を受けていない生徒数」を0にしていくと掲げておられますが、現状どこともつながりを持っていない生徒はどの程度いると把握しておられるか。また、「学校内外の関係機関」として捉えているものを全て挙げてください。</p>
<p>(6) ICTを活用したバーチャル・ラーニング・プラットフォームについて、子どもたちの居場所の選択肢の一つとして運用されているが、こうしたバーチャルな空間で交流を疑似体験できることは子ども達にとっても他者と繋がりを感ずることができるツールとして有効です。</p> <p>また、学習の保障においても、もっとICTを活用した手法を取り入れるべきでしょう。</p>
<p>あたご Space では、学習においても一方向の一斉授業からICTを積極的に活用した協働・対話的な学びを展開するとされているが、生徒からはどのような感想が寄せられているか。</p> <p>また、こうした手法の通常学級での展開はできないのか伺う。</p>



# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和6年8月22日

多摩市議会議員 岸田 めぐみ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

- 1 けがで学校生活に介助を要する児童・生徒について
- 2 学習障害の児童・生徒への合理的配慮について

## 答弁者

市長・教育長等

受付	令和6年8月22日	No.4
	午前10時36分	

## 1 けがで学校生活に介助を要する児童・生徒について

小学校や中学校の設計や人員配置は、基本的に身体が平均的に発達している子どもが学ぶことを前提に考えられています。そのため、これに当てはまらない子どもたちが学校で学ぶには、保護者の付添い、介助を必要とする場合があります。

2017年度、文部科学省は「障害のある児童生徒の学校生活における保護者等の付添いに関する実態調査」の結果を発表しましたが、そこからは保護者らが学校に付き添い、学習においてもサポートしていたことがわかります。

2002年、多摩市は障がいのある子どもも地域の学校で学べるよう、市独自の事業としてピアティーチャーを全校に配置しました。その後「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（差別解消法）や「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（医療的ケア児支援法）が施行され、学校での介助の負担を保護者だけに負わせるのではない環境整備が進められてきました。

さて、障がい以外に、けがによって一時的とはいえ通学の付き添いや学校内での介助を要するケースが生じています。ある保護者のお話では、けがの治療も始まったばかりの、保護者もどのような介助が必要となってくるのかよくわからない段階で、「学校に通えるようになっても人をつけることはできません」と学校からはっきり告げられたとのことでした。

そのためその保護者は、仕事の都合がつく時は子どもと一緒に学校に通い、教科書やタブレットの操作、給食を食べさせる等の介助を行ったようですが、仕事の都合上、どうしても付き添えない時は、子どもに学校を休んでもらったとのこと。また保護者には給食がないのは仕方ないのかもしれないかもしれませんが、昼食を持ち込むことも学校は認めず、昼食なしで学校にいたそうです。

「しごとと子育ての両立」、「女性活躍推進」との掛け声の一方で、児童・生徒の学校での生活や学習の介助を保護者だけに求めるのは、現時点で適切な方法なのでしょうか。何より子どもが学校に通うことを望み、医療的にも通学に問題がないのに、保護者のしごとの都合で子どもが教育を受けられないのは問題です。全ての子どもの学ぶ権利が保障されるため、一時的であっても、学校内での生活が困難な子どもへのサポートを検討していただきたく一般質問致します。

- (1) 保護者の付添いがなければ学校で学べない児童・生徒がいることや、学校が保護者に付き添いを求めていることについて、教育委員会はどう捉えているのでしょうか。

- (2) 「教育基本法」第4条には、すべて国民はひとしくその能力に応じた教育を与えられなければならないとあります。また「多摩市子どもと若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」第4条では、子ども・若者には、生きる権利、育つ権利及び守られる権利並びに抱える困難に応じて必要な支援を受ける権利があると謳っています。

子どもが学校で学びたいと望んでも通えない実態があることを、責任所管である教育委員会、子ども青少年部はどう捉えていますか。

- (3) 通学及び授業や給食、休み時間それぞれにおいて、子どもができる範囲で手助けすることは、学校が指導している互いに支え合う実践の機会であり共生社会の実現に資するものです。教育委員会のお考えを伺います。

- (4) けがなどで介助を要する児童・生徒が学校で学ぶため、地域の協力を得ることについて教育委員会のお考えをうかがいます。

## 2. 学習障害の児童・生徒への合理的配慮について

文部科学省は、学習障害について「全般的に知的発達に遅れはないが、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」といった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかつたり、うまく発揮することができなかつたりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態」と定義しています。

しかし障がい認められない子どもにも、得意・不得意、苦手なことはあります。子どもが学習障害であるかどうかは保護者でも気づきにくく、理解するのは難しいそうです。その結果、子どもは自分にとっては的外れな叱責を受ける、無理な努力を強いられ、さらに不登校や心身の不調を引き起こすこともあります。また知的な発達には遅れがないため、通常級に在籍していることが多く、2022年に報告された文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」では、通常級のクラスに2～3人が、学習面から特別な教育的支援を必要としていることが明らかになっています。

さて、本市の第二次多摩市特別支援教育推進計画においても、第3章の特別支援教育推進に向けて今後の取り組みの部分において「学習障害に関するニーズは増加している」とあります。教育委員会は学習障害への合理的配慮の必要性については認識されていると思いますが、学校現場は対応が追い付いているのでしょうか。

ある保護者が教育センターに、漢字やアルファベットに関する学習障害についての相談をしたところ、記述でなく選択肢を示して選ばせることや辞書の持ち込みなどの合理的配慮の提案をいただいたのに、子どもが過ごす学校からは、他の子どもたちへの公平性を理由に、「できない」「前例がなく難しい」「各教科の先生の判断に任せている」と回答されたそうです。

第三次多摩市特別支援教育推進計画に取り組み始めているいま、学習障害の子どもたちへの合理的配慮が進み、全ての子どもたちが楽しみながら学ぶことができるように、以下質問致します。

- (1) 第二次多摩市特別支援教育推進計画において、学習障害に関する合理的配慮の実践の具体例をうかがいます。また、そこから見えた課題とは何でしょうか。
- (2) 不登校児童・生徒の中にも決して少なくない「学習障害」について、理解を深め、具体的な支援を検討すべきと考えます。第三次推進計画に向けての市のお考えをうかがいます。

**資料要求欄**（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ① 市内の小・中学校において、我が子の学びのために保護者が付き添うように学校から求められる理由と件数、内容、子どもの在籍学級。（過去5年）
- ② けがなどで介助を要する児童・生徒への26市の学校での対応について。
- ③ 校内委員会で支援について話し合われた児童・生徒数。またその中で学習面での困難を持っている児童・生徒数。小・中学校別に。（過去3年）
- ④ 特別支援教室を利用している子どもの人数とその中で学習面での困難を理由としている人数。（過去5年）
- ⑤ 本市における学習障害の子どもに効果的なタブレットの活用事例。それに関する研修内容、対象者（過去3年）。
- ⑥ 市内の小・中学校で行われている学習障害への合理的配慮の内容一覧。授業、試験、提出物などに関して、読字、書字、算術困難別に。